

(令和元年10月1日以降)

債権執行予納郵便切手(神戸地方裁判所)

1. 陳述催告の申立てをする場合

| 当事者の内訳 | | 郵便切手の内訳 | | | | | | | 執行費用の上限 |
|--------|-------|---------|------|-----|-----|-----|----|-------|---------|
| 債務者 | 第三債務者 | 500円 | 100円 | 84円 | 20円 | 10円 | 5円 | 合計 | |
| 1名 | 1名 | 4枚 | 1枚 | 4枚 | 2枚 | 2枚 | 2枚 | 2506円 | 2422円 |

◎第三債務者が増えた場合

1名増加ごと

納付郵便切手 1145円×1組+84円×2枚 計1313円増加

執行費用の上限 1145円×1組+84円×1枚 計1229円増加

◎債務者が増えた場合

1名増加ごと

納付郵便切手 1099円増加

執行費用の上限 1099円増加

2. 陳述催告の申立てをしない場合

- 1から 予納は、84円×第三債務者の数×2を減額する。
執行費用の上限は予納額と同額。

(注意)

- 1 第三債務者は、送達場所ごとに1名として計算してください。
- 2 事案によっては、さらに郵便切手が必要になることがありますので、執行裁判所から連絡があったときは追納してください。
- 3 「執行費用の上限」とは、申立書の請求債権目録において、執行費用(差押命令正本等送達費用等)として計上することができる額の上限のことです。